5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hidehiro Tasaki Director-Procurement Division for National Institute of Advanced Industrial Science and Technology Tokyo Waterfront
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Force Platform for human motion measurement 5 set
⑷　Delivery period : February 28, 2020
⑸　Delivery place : National Institute of Advanced Industrial Science and Technology Tokyo Waterfront
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for AIST.
②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders by National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (in the fiscal year of 2019, 2020 and 2021)
⑺　Time-limit for Tender: November 18, 2019
⑻　Contact point for the notice: Motoko Hayashi, Accounting Group, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology Tokyo Waterfront, 2―3―26 Aomi, Koto-ku, Tokyo 135―0064 Japan. TEL 03―3599―8955

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年９月25日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　酒井　和広
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第60号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　56
⑵　購入等件名及び数量　西日本管内西地区上空情報収集業務
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和４年12月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による
⑹　入札方法
①　入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。
②　消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
2　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑹　航空法第100条第１項に基づく航空運送業許可及び航空法第123条に基づく航空機使用事業許可を有し、それらの許可の写しを提出できる者であること。
⑺　拠点とする空港又はヘリポートが地方公共団体の発表している津波浸水地域に含まれていない拠点であること。
⑻　九州支社または事務所所在地（下表）のいずれかから半径50㎞以内の空港又はヘリポートより、要請から４時間以内に離陸可能な者であること。ただし、４時間には日没から日の出までの時間は含まないものとする。
なお、基地の運用開始及び終了時刻が日の出以降及び日没以前の場合は、それぞれ「日の出」を「基地の運用開始時刻」、「日没」を「基地の運用終了時刻」を読み替えるものとする。
九州支社　福岡県福岡市博多区博多駅東３―13―15
北九州高速道路事務所　福岡県北九州市八幡西区金剛403―１
久留米高速道路事務所　福岡県久留米市東合川５―11―57
熊本高速道路事務所　熊本県八代市川田町西691
鹿児島高速道路事務所　鹿児島県姶良市加治木町反土1466
長崎高速道路事務所　長崎県諫早市貝津町1008
大分高速道路事務所　大分県大分市金谷迫字塚田1438